

○学校法人松山大学障害学生等支援会議の組織及び運営に関する規程

2015（平成27）年10月6日

制定

改正 2018（平成30）年1月16日

（趣旨）

第1条 この規程は、学校法人松山大学学生支援室規程第10条第2項に定める障害学生等支援会議（以下「支援会議」という。）の組織及び運営に関する事項について定める。

（目的）

第2条 支援会議は、学生支援室運営委員会で策定された修学及び学生生活の支援方針及び実施計画に従い、障害学生等個人に対する適切な支援内容を協議し、支援することを目的とする。

（構成）

第3条 支援会議は、次の者の全部又は一部をもって組織する。

- (1) 学生支援室運営委員会委員長
- (2) 学生部長又は次長
- (3) 学生部学生支援室長又は室長補佐
- (4) 学生支援室障害学生等担当者
- (5) 支援対象障害学生等の指導教授（アドバイザー）
- (6) 財務部管理課長又は課長補佐
- (7) 入学広報部入学広報課長又は課長補佐
- (8) キャリアセンター事務部キャリアセンター課長又は課長補佐
- (9) 学生部学生課長又は課長補佐
- (10) 学生部学生課保健室専門員
- (11) 教務部教務課長又は課長補佐
- (12) 薬学部事務部薬学部事務室事務長又は事務長補佐
- (13) 国際センター事務部国際センター課長又は課長補佐
- (14) 図書館事務部情報サービス課長又は課長補佐
- (15) 短期大学事務部短期大学事務室事務長又は事務長補佐
- (16) 学生支援室運営委員会委員長が必要と認める各委員会委員（入試委員、教務委員、学生委員、大学院教学委員、短期大学教学委員等）
- (17) その他学生支援室運営委員会委員長が必要と認める者

（支援会議の招集及び運営）

第4条 支援会議に議長を置き、学生支援室運営委員会委員長をもって充てる。

2 毎回の支援会議は議長が招集し、その構成員は、協議する個別案件ごとに、前条に規定する者のうちから議長が指名する。

- 3 支援会議は、議長が指名した構成員の3分の2の出席をもって成立する。
- 4 議事は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。
(サポートチーム)

第5条 障害学生等個人への継続的な支援が必要な場合は、支援会議にサポートチームを置く。

- 2 サポートチームは、支援する個別案件ごとに、次に掲げる構成員をもって組織する。
 - (1) 第3条第1項第1号から第15号までに掲げる構成員のうちから議長が指名する者
 - (2) 議長が必要と認める各委員会委員(入試委員、教務委員、学生委員、大学院教学委員、短期大学教学委員等)
 - (3) 議長が必要と認める事務職員(教務部、薬学部事務部、短期大学事務部等)
 - (4) その他議長が必要と認める者

- 3 サポートチームに責任者を置き、学生部学生支援室長(室長不在等の場合は室長補佐)をもって充てる。

- 4 サポートチームは、支援会議の協議した支援策を実施する。
(情報共有会)

第6条 支援会議の運営及び障害学生等の支援に関する情報を共有するために、第3条に掲げる構成員による情報共有会を定期的に開催しなければならない。

- 2 情報共有会は議長が招集し、議長がその座長となる。
(守秘義務)

第7条 第3条に掲げる構成員は、職務上知り得た個人情報について、在任中のみならず退任後においても守秘義務を負う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、サポートチームの支援活動及び運営に関し必要な事項は、障害学生等が所属する大学長及び議長が協議し、常務理事会が定める。

(所管)

第9条 支援会議及びサポートチームに関する事務は、学生部学生支援室が行う。
(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生支援室運営委員会及び教学会議の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2015(平成27)年10月6日から施行し、2015(平成27)年4月1日から適用する。

附 則 2018(平成30)年1月16日

この規程は、2018(平成30)年4月1日から施行する。